

日本新聞協会「記者クラブに関する見解」小史

—— 便宜供与を中心として ——

塚 本 晴二郎

はじめに

2020年（令和2）年5月22日の『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』の3紙は、黒川弘務東京高検検事長が新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言中に、賭け麻雀をしたことを認めて辞職したことを1面で報じた。一緒に麻雀をやっていたのが、朝日新聞の元記者の社員1名と産経新聞の記者2名であったため、ジャーナリストの倫理の問題としても取り上げられた。『朝日新聞』は同社執行役員広報担当のお詫びのコメントを掲載し、『毎日新聞』は鈴木秀美慶應義塾大学教授とジャーナリストの大谷昭宏氏のコメントを載せた。『読売新聞』は社説で「今回の賭けマージャンには、産経新聞記者と、朝日新聞社員の元記者が参加していた。産経、朝日両社は、不適切な行為だったと謝罪のコメントを出した。報道機関にとって、取材源の秘匿は大原則である。同時に、取材対象者との接触を重ねる過程で、違法性を問われる行為に手を染めることがあってはならない⁽¹⁾」と批判している。ジャーナリストの信頼に関わる大きな問題である。

遡ること3年、2017（平成29）年5月25日の『朝日新聞』朝刊1面に、「安倍晋三首相の友人が理事長を務める学校法人『加計学園』が国家戦略特区に獣医学部を新設する計画について、今年1月まで文部科学事務次官だった前川喜平氏（62）が23日、東京都内で朝日新聞の取材に応じた。内閣府から文科省に

『総理のご意向』などと伝えられたと記された文書について、前川氏は自らが担当課から説明を受けた際に示されたと証言。獣医学部の新設については、加計学園を前提に検討が進んだとして、『行政がゆがめられた』と語った⁽²⁾という記事が掲載された。その三日前の5月22日の『読売新聞』には「前川前次官出会い系バー通い」という見出しで、在職中に歌舞伎町の出会い系バーに頻繁に出入りしていたことを報じ⁽³⁾、6月3日には社会部長の署名入りで「次官時代の不適切な行動 報道すべき公共の関心事」という見出しで、5月22日の報道をなぜしたのか説明する記事を掲載している⁽⁴⁾。ジャーナリストは、公共の関心事を報道しているはずである。少なくとも、受け手とそういう信頼関係がなければ、ジャーナリズムは成り立たない。信頼されていないと思ったから、いい訳をしたのだろうか。この記事に対しては、『朝日新聞』も『毎日新聞』も批判記事を掲載している⁽⁵⁾。ジャーナリストの信頼に大きく関わる問題である。

他にも、内閣記者会は、2019（令和元）年11月と12月の安倍晋三首相との飲食を伴う懇談会開催で批判され⁽⁶⁾、2020年の新型コロナウイルス対策についての首相記者会見でも「なれ合い」との指摘を受けた⁽⁷⁾。一方、2019年の京都アニメーション放火殺人事件では、各報道機関が被害者の実名の発表を求めたことが多くの批判を浴びたが、実名を発表するかどうかを警察の側が決めていることに対しては、批判の声はあまり聞こえてこない。経済産業省が2017年2月から執務室に鍵をかけ、経済産業記者会の取材にずっと非協力的であったり⁽⁸⁾、2020年4月滋賀県警が県警記者クラブに対し、定例記者会見での元看護助手の殺人容疑再審無罪に関する質問を拒否しても⁽⁹⁾、特に注目を集めるわけではない。

ジャーナリストの信頼に関わるか、あるいはジャーナリストが不信感をもたれているがゆえにか、の大問題がここ最近だけでもかなり起きている。しかしジャーナリストの側に立った意見は、あまり聞こえてこない。なぜだろうか。本論は、以上の出来事の根柢にあるかもしれない「便宜供与」を取り上げる。

便宜供与とは、相手に特別な計らいをすることである。記者クラブでそんな

ことが、取材源とジャーナリストの間で行われていたとする。もしそんなことがあれば、その程度にもよるが、受け手との信頼に関わる可能性があることは、否定できないだろう。本論では、そのような可能性を秘めた便宜供与の問題を歴史的に概観する。

1. 信頼とジャーナリズム

トーマス・W・クーパーは、コミュニケーションの倫理に関わる比較研究の困難さを認めながらも、国際的な宣言やコミュニケーション法等の明文化されたようなものは、調査可能とし⁽¹⁰⁾、中でもメディアの倫理綱領は比較研究の最も有効な手段であると考えた⁽¹¹⁾。その結果、真実・責任・表現の自由という三つの概念が、解釈や文脈上の問題があるものの、多くの倫理綱領に共通した原理でありうるとした⁽¹²⁾。

ヨーロッパの30カ国の31のメディア倫理綱領の内容を比較した研究では、「情報の真実、誠実、正確」と「誤報の訂正」は、90%の28の倫理綱領に規定されており、最も多くの綱領に共通する項目であることが見出されている⁽¹³⁾。

ジョン・C・メリルは、真実とは何かという問題があることを指摘しつつも、真実を追究することは、ジャーナリズムにとっての基本的な倫理的教義であり、義務倫理学に属するものとしている⁽¹⁴⁾。

エドマンド・B・ランベスは、真実という言葉は、ジャーナリストが明確に理解し尊重しなければならない多くの重要性を持つとする。そしてASNE（アメリカ新聞編集者協会）原則声明の4条の「ニュースの内容が正確で、偏見なく、事実に沿ったものであるということと、いかなる観点も公正に記述されるということを保証するためにあらゆる努力がなされなければならない」という規定の中の、特に「あらゆる努力」に注目する。つまり真実のために最善を尽くそうという姿勢を、ジャーナリストはとるべきと考える⁽¹⁵⁾。

クリフォード・G・クリスチャンズは、言語が社会を構成する主要な手段であるから、真実是最優先されなければならないもので、そうでなければ人間の存在は不可能であるとする。それゆえ真実を述べることは、生命の神聖不可侵

というクリスチャンズ倫理学の原初的規範に伴う、基本的な原理の一つなのである。真実を述べるということは、メディアには選択の余地がない、自らの義務としてまっとうしなければならない規範なのである、とクリスチャンズは考える⁽¹⁶⁾。

ジャーナリズムという活動が、ニュースを伝える活動である限り、真実を伝えるということは大原則である。真実を伝えるということは、ジャーナリズムの倫理として世界共通のものといっていいただろう。まさに普遍的な規範といえる。そこでジャーナリストの行為規範の中で最も重要なものとして、真実を伝えることをあげることができるだろう。

では真実を伝えるということは、どういうことを意味するのだろうか。

ニュースになるような出来事の中には、多くの事実が含まれている。例えば殺人事件が起きたとする。容疑者は逮捕されるまでに、いろいろなことをしてきたはずである。夜の9時頃に殺人を犯したとすれば、食事も3回しただろうし、朝起きて歯を磨いたり、着替えたりしただろう。友人に会ったかもしれない。買い物に行ったかもしれない。しかし、そんなことをすべて報道するジャーナリストはいない。「当たり前だ」と思う人が多いだろう。しかし、それではなぜ殺人事件の容疑者が朝食に何を食べたかは、報道されないのだろうか。それは、ニュースになっている殺人事件という出来事の本質と関係ないからである。だから、もし朝食の中に何か特殊な成分を持つものが入っていて、それを食べたがゆえに容疑者は何か特別な症状を起こして殺人事件を起こしたとすれば、当然朝食は報道されるだろう。では個々の事実が本質と関係あるかないかを誰が判断しているのだろうか。それはジャーナリストである。つまりニュースを報道するという活動は、ジャーナリストがニュースになるような出来事の数多くの事実の中から、本質的なものを選び出して、それを伝えるという活動なのである。この活動を省略することは不可能である。なぜならば、新聞でも放送でも、情報を伝えるための時空間は限界があり、すべてのニュースとなる出来事の最初から最後まで全事実を伝える余裕はない。第1、その出来事のどこからが最初で、どこまでが最後かを定めること自体、ジャーナリス

トが行っている。それこそ、ジャーナリストがニュースになるような出来事の数多くの事実の中から、本質的なものを選び出すという活動の中心をなすものである。真実を伝えるとは、そのような活動のことである。

それでは、ジャーナリストがニュースになるような出来事の数多くの事実の中から、本質的なものを選び出す活動とは、どういうことを意味するのだろうか。事実の中から本質的なものを選び出すということは、真実を伝えるということが、何を本質と考えるかという価値判断を伴うものである、ということの意味する。つまり、真実とはジャーナリストの価値判断に依拠したものということになる。

ということはジャーナリストが独りよがりの価値判断で、本質かどうかを判断しているとしたら、受け手の多くはそれを真実として受け入れない可能性がある、ということになる。逆にいえば、受け手がジャーナリストの伝えるニュースを真実と信じているのは、なぜだろうか。ジャーナリストの価値判断が正しい、と信頼しているからではないだろうか。つまりニュースを真実として受け入れられるかどうかは、ジャーナリストを信頼しているかどうかにかかっているのではないだろうか。もしある受け手が、ある特定のジャーナリストの価値判断を信頼していないとすれば、その受け手は、その信頼していないジャーナリストのニュースを受け入れるだろうか。トランプ大統領が、ある一定の新聞社や放送局のニュースをフェイク・ニュースとして、受け入れようとしないのは周知の通りだが、これと同じことである。信頼していないジャーナリストによるニュースは、その人にとっては真実ではないのである。

出来事の中の事実をまるごとすべて伝えるということができない限り、ニュースは常に部分的な事実でしかない。部分的な事実でしかない限り、その部分を選び出す活動を必要とする。その活動が、対象となる出来事の中からニュースとなるべき本質を選び出す活動である、として信頼されない限り、そのニュースは真実ではないのである。つまり信頼されていない限り、真実を伝えることはできないのである。ジャーナリストにとって、真実を伝えることは大前提だが、そのためには信頼される必要があるということである。ジャーナ

リストの規範として、真実を伝えることと信頼されることは、表裏一体の規範なのである。

ということは、もしジャーナリストの伝達しているニュースが信頼されていなかったら、どうなるだろうか。そのニュースは無意味なものといってもいいのではないだろうか。同様に、もし報道機関が信頼されなくなったらどうなるだろうか。おそらくその報道機関は存在することさえできないだろう。ジャーナリストにとって、何よりも重要なことは受け手からの信頼である、といえるのではないだろうか。社会においてジャーナリズムと呼ばれる活動をしていくためには、その担い手たるジャーナリストは受け手としての社会の成員からの信頼を獲得する必要がある。そうでなければジャーナリストの活動は無意味なものとなる。そもそも信頼されていないものをジャーナリズムとはいわない、といってしまってもいいだろう。

ASNE 原則声明3条「独立」には「ジャーナリストは利害衝突やそのような衝突にみえること、同様に、不適當なことや不適當なことにみえることを避けなければならない。ジャーナリストは自らの誠実さに妥協したり妥協しているかのようにみえる何らかのものを受け取ったり、何らかのことをしたりすべきではない⁽¹⁷⁾」と規定されている。ジャーナリストが有益な情報を求めすぎあまりに、情報源に近づきすぎてその情報源に対する批判的立場を見失ってしまったり、その情報源と癒着しているのではないかと疑われたりする、ということを戒めているのである。ジャーナリストの独立性を疑われれば受け手の信頼を失うことに繋がる、ということである。そして、そのような事実が世間一般に認識されれば、一ジャーナリストの問題に止まらずジャーナリズム全体の信頼性に関わりかねないのである。

2. 便宜供与に関する規定

日本新聞協会はこれまでに4回、明文化した記者クラブに関する方針あるいは見解を制定している。わざわざ明文規定を作るということは、そうしなければ守られないような行為があるということである。そこで現在に至るまでの4

回の規定の中に便宜供与に関する規定が、どのように規定され、どのように変化していくかをみていく。そこからある程度、便宜供与のあり方が浮き彫りになると思うからである。

1949（昭和24）年の「記者クラブに関する新聞協会の方針」には、以下のような規定がある。

記者室

新聞記事取材上必要な各公共機関は記者室を作り、電話、机、椅子など記事執筆、送稿などに必要な施設を設け全新聞社に無償且つ自由に利用させることとする。

最初の規定であるから、比較のしようはないが、記者室の説明をしているに過ぎない規定である。特に問題は見当たらない。

1978（昭和53）年の「記者クラブに関する日本新聞協会編集委員会の見解」には、7条に以下のような規定がある。

各公共機関は記者室に、什器、備品、電話等を備えて取材・送稿の便宜をはかっている。これらの便宜供与は、当該公共機関を常時取材する記者の活動に対して行われているもので、記者クラブの組織に対するものではない。組織としての記者クラブは会費によって運営されるもので、取材源からはいかなる形においても特別の便宜供与を受けてはならない。

また、取材活動に対する便宜供与といえども、必要最小限にとどめるべきであり、これが過度にわたり、報道機関に対する信頼をそこなうことのないよう留意すべきである。

記者室をすべてのジャーナリストが自由に使用できることは、1949年の規定で明記されていた。それにもかかわらず29年も経過してから制定された規定に、各公共機関の記者クラブのメンバーだけのものでないことを、明記している。

ここから容易に推測できることは、記者クラブのメンバーが排他的に記者室を利用し、各公共機関が記者室に備えて取材・送稿の便宜をはかっている、什器、備品、電話等を占有している状態なのではないか、ということである。さらには、特別な便宜供与を受けないように注意を喚起している文の中に、「組織としての記者クラブは会費によって運営されるもの」と加えている。つまり特別な便宜供与というものが、金銭的な援助に繋がるもの、と捉えるのが普通だろう。そう考えれば、その後に信頼を失わないように注意することを強調しているのも頷ける。要するに、当該公共機関から什器、備品、電話等の取材記事送稿必需品以外の便宜供与を受けている実態がある、ということが窺えるのである。

1997（平成9）年の「記者クラブに関する日本新聞協会編集委員会の見解」には、4条に以下のような規定がある。

記者室

各公的機関は、国民に対し積極的に情報公開と説明責任を果たすべき使命を有しており、当該公的機関で常時取材する記者の活動に資するため、記者室を設けている。記者室は、ニュースを的確、迅速に報道するためのワーキングルームであり、記者クラブは、記者室を活用し、知る権利にこたえる任務の遂行をはかるべきである。取材、送稿のための施設である記者室と、取材記者の組織である記者クラブとは、あくまで別個の存在である。

組織としての記者クラブは、会費によって運営されるもので、取材源からは特別な形で、いわゆる便宜供与を受けるべきではない。

1978年の改正から19年も経過しているにもかかわらず、ほぼ同じ内容とっていい。つまり記者室を記者クラブのメンバーが排他的に使用していたり、取材記事送稿必需品以外の便宜供与を受けているという状態は改善されていない、ということが類推できる。特に注目すべき点は、「取材、送稿のための施設で

ある記者室と、取材記者の組織である記者クラブとは、あくまで別個の存在である」とことわっている点である。テレビ・ドラマ等で、新聞記者が「記者クラブに行ってくる」「記者クラブに詰めている」等といているシーンをみたことがある人もいるかもしれない。しかし、「そんなことがあってはならない」と、この規定はいつているのである。記者クラブとは組織のことで、記者室は当該公的機関の準備したワーキングルームのことである。記者クラブという空間は存在しないのである。ところが、記者クラブのメンバーが、記者室を排他的に使用する慣行が長く続いたために、記者クラブと記者室が同一視されるようになってしまった、ということだろう。それを注意しているわけだが、そのようなことをわざわざ明記しなければならない状態である、ということが類推できる規定である。

2002（平成14）年の「記者クラブに関する日本新聞協会編集委員会の見解」には、以下のような規定がある。

記者室はなぜ必要か

報道機関は、公的機関などへの継続的な取材を通じ、国民の知る権利に応える重要な責任を負っています。一方、公的機関には国民への情報開示義務と説明責任があります。このような関係から、公的機関にかかわる情報を迅速・的確に報道するためのワーキングルームとして公的機関が記者室を設置することは、行政上の責務であると言えます。常時利用可能な記者室があり公的機関に近接して継続取材ができることは、公権力の行使をチェックし、秘匿された情報を発掘していく上でも、大いに意味のあることです。

ここで注意しなければならないのは、取材・報道のための組織である記者クラブとスペースとしての記者室は、別個のものだということです。したがって、記者室を記者クラブ加盟社のみが使う理由はありません。取材の継続性などによる必要度の違いも勘案しながら、適正な利用を図っていく必要があります。

記者室が公有財産の目的外使用に該当しないことは、裁判所の判決や旧大蔵省通達でも認められています。ただし、利用に付随してかかる諸経費については、報道側が応分の負担をすべきです。

2002年の見解には本文に続いて解説⁽¹⁸⁾が加えられている。その解説の前文には、解説を加えた理由が記されている。

記者クラブ制度の目的やあるべき姿などについて、日本新聞協会編集委員会はこれまで、全国の記者クラブの基本的指針となる統一見解を数次にわたり示してきた。しかし昨今、報道を取り巻く環境は激変しており、ジャーナリズム一般に対する国民の目も一段と厳しくなっている。

こうした現状認識を踏まえ……記者クラブの位置付けをはじめ総合的な見直しを行った。

その結果、記者クラブを「取材・報道のための自主的な組織」として積極的かつ前向きに位置付けるべきである、との結論に達した。また、「閉鎖的」「横並び体質」「特権意識」などという記者クラブへの批判にも、謙虚に耳を傾け、改めるべきものは改めることにした。と同時に、事実誤認などに基づく批判については誤解が解消されるよう、新見解の中で説明を加えた。

誤解が解消されるよう、としているように2002年の見解は、記者クラブというものの存在意義を広く受け手に理解してもらおう、とするものだということを強調している。この前文に続いて、「1, 目的と役割」「2, 組織と構成」「3, 記者会見」「4, 協定と調整」「5, 記者室」「6, 紛争処理」という各解説がある。2002年の見解は解説も含めて、便宜供与という言葉は出てこない。以前の二つの見解では便宜供与に言及していた記者室に関する解説は、以下のようになっている。

記者室

記者室は、報道機関と公的機関それぞれの責務である「国民の知る権利に応える」ために必要な、公的機関内に設けられたジャーナリストのワーキングルームである。九七年見解では、記者室は報道機関側が公的機関に要求できる権利としていたが、今回は「行政上の責務」とし、公的機関側が情報開示義務と説明責任をこれまで以上に果たしていく必要があることを明確にした。同時に報道側には、ニュースの迅速・的確な伝達や多面的・多角的な補強取材、その後の系統的なフォロー報道のためだけでなく、秘匿された情報の粘り強い発掘などのため、記者室を効果的に活用することが求められている。記者室は、こうした取材活動を担い、情報公開を迫る前線基地と位置付けられる。もっとも、さまざまな公的機関があるから、記者室を実際に設置するかどうかは、その公的機関と報道側で協議する。

記者室の利用については、組織としての記者クラブとスペースとしての記者室は別個の存在という立場から、記者クラブ以上に開かれていなければならないことを確認した。公的機関は、記者クラブ非加盟のジャーナリストのためのワーキングルームについても積極的に対応すべきである。

行政側が記者室を設置・提供することの根拠については、京都府庁舎内の記者室設置が行政財産の目的外使用に当たるかどうか問われた訴訟の判決で、京都地裁が一九九二（平成四）年二月に、「記者室の供用は、京都府の公用に供するもので、行政財産の目的内使用」との判断を示し確定している。また、一九五八（昭和三十三）年一月に旧大蔵省管財局長通達で「国の事務、事業の遂行のため、国が当該施設を提供する」対象の一つに新聞記者室をあげ、「庁舎の目的外使用には当たらない」との判断が出されている。これらにならい、公的機関の多くは、公的な情報を国民や地域住民に広く知らせる広報活動の一環として記者室を設けており、記者会見場が併設されている公的機関も少なくない。

記者室利用に付随して生じる諸経費については、実情に応じて実費を負担する記者クラブが増えている。今回の見解では、諸経費は「報道側が応

分の負担をする」という基本姿勢を確認した。

記者室の必要性の説明になってはいるが、本文の規定を含め記者クラブのメンバーが排他的に記者室を利用すべきでないことに言及しているし、記者室利用にかかる経費は応分の負担をすべきであることも確認している。つまり記者室を記者クラブのメンバーが排他的に使用していたり、取材記事送稿必需品以外の便宜供与を受けているという状態はなくなっていない、ということを示しているのではないだろうか。便宜供与という言葉が出てこないのは、記者室の設置が行政上の責務であって、特別にジャーナリストに計らっているわけではない、ということのようだ。便宜供与が問題となるのは、その内容が取材源とジャーナリストの癒着とみられる可能性があるからであって、責務であるか特別な計らいであるかが問題なのではない。言葉のいい換えは、かえって不信を引き起こすことになりはしないか、疑問といわざるをえない。

3. 裁判所の見解

四つの見解をみてきた時、記者クラブにおける便宜供与の問題は果たして解決できているのか疑問がわく。例えば、2002年の見解は行政側が記者室を設置して提供することが「行政財産の目的外使用」にはあたらないという根拠として、京都の裁判⁽¹⁹⁾をあげている。しかし、裁判所が目的内使用と認めたとしても、それは法的に問題がないと認めただけである。倫理的にも問題がないかどうかは、この訴訟を詳しくみてみる必要がある。

この訴訟は京都府の住民である原告が、京都府がいわゆる府政記者クラブに対して記者室を無償供与し、記者室の電話代、ファクシミリ代、NHK受信料、記者室専属女子職員の給与を公金から支出していることを違法とし、このような違法な便宜供与が報道機関の監視機能や自主性を喪失させ、府民の知る権利やアクセス権を侵害したと主張したものである。

原告は第1に、京都府の庁舎内に設置した記者室をいわゆる府政記者クラブに無償で貸与し、その記者室の電話代、ファクシミリ代、NHK受信料ならび

に記者室専属の女子職員の給与を公金から支出したこと等は、地方自治法238条の4の4項（当時）⁽²⁰⁾の制限に違反しているとする。

次に「記者室は、記者クラブ加盟一三社の記者が、取材基地として、専用に使用している。その結果、府政担当者と記者クラブ加盟各社の記者との間に、緊張関係が失われ、馴合い、癒着の関係の原因を作り出している。憲法二一条に基づく府民の知る権利の保障とは、行政が都合のよい情報を知る権利ではなく、逆に、行政に都合の悪い情報をも知る権利の保障でなければならない。しかし、府政の担当者に自らの不利益になる事実を含めた広報を期待することは現実的ではなく、そのような担当者が隠しておきたい事実でも、府民の幸福や安全に重大なかわりを持つ事実について、府民に明らかにしていくことにこそ新聞、テレビ等の報道機関の公共的役割がある。ところが、右記者クラブの設置により報道機関の記者と府政担当との緊張関係が失われ、報道機関が府政の監視者としての機能を果たさず、府民の知る権利が侵害されることになる」として、報道機関の府政監視機能の喪失に基づく府民の知る権利の侵害を指摘する。

また「府政担当者は、府政に関する情報を記者クラブで発表する際、これを整理された形で発表することに大変な労力を割く。他方、記者は、多量の発表情報の処理に追われ、自主的に問題意識をもって発表資料を検討し、独自の調査を加えて報道する姿勢を次第に失い、発表資料を鵜呑みにして記事にする。このような行政と報道機関の協力関係は、行政による情報操作を容易にし、報道機関の自主性を阻害する。その結果、府民の知る権利が侵害される」として、報道機関の自主性阻害に基づく府民の知る権利の侵害を主張する。

さらに「記者クラブ加盟社以外の報道機関を情報提供から除外することによって、その他の報道機関及び府政情報にアクセスする権利も阻害している」として、府民の行政情報へのアクセス権を侵害しているとする。

判決では「京都府は、府の施策や行事などの公共的情報を迅速かつ広範に府民に周知させる広報活動の一環として、庁舎内に記者室を設置し記者等に使用させているものであって、記者室は、京都府の事務または事業の遂行のため京

都府が施設を供するものであり、直截に公用に供されているものといえるから、行政財産の目的内使用に当り、これが、行政財産を第三者に対し、目的外に使用させる場合に該当しないと認められる」ため、記者室の使用に地方自治法238条の4の4項は適用されないとした。

また「記者クラブは任意の親睦団体であって、京都府はその運営に何ら関与して」いない上に、「府政担当者と記者クラブ加盟記者との間に全く緊張関係が失われ、報道機関が府政の監視者としての機能を果たしていないという事実を認めるに足る的確な証拠がない」ため、「記者室の提供によって、報道機関が府政の監視者としての機能を果さず、府民の知る権利が侵害されるという原告の主張には、理由がない」とした。

さらに「府政担当者は、府の施策や行事を迅速かつ広範に周知させるために、記者クラブでのレクチャー、資料配付による公表、被告の定例記者会見が行なわれ、その際、記者が記事を書きやすいように、整理された形で発表することに大変な労力を割いていること、府政担当者のあらかじめの説明を受け、解禁日は事実上加盟各社に受け入れられている」が「記者が発表記事を鵜呑みにし、これを自主的に検討し、独自に調査して報道する姿勢を失ったこと及び京都府が情報操作を行なった事実を認めるに足る的確な証拠がない」ため、「記者室の提供によって、府政担当者による情報操作を容易にし、報道機関の自主性が侵害され、府民の知る権利が侵害されるという原告の主張には、理由がない」とした。

最後に「京都府は、記者クラブ加盟社以外の記者に対して、積極的に情報を公表することはなく、問い合わせがあれば、許される範囲で公表しているに過ぎないこと、農業を営む原告が、二回に亘り、被告の定例記者会見の傍聴の申し出をし、広報課から拒絶されたことが認められる」が、「加盟社以外の記者に対しても、京都府から情報が公表されていること、公表、会見の場所には、スペースの問題があり、加盟社の記者の出席を予定して公表、発表がなされてもやむを得ないこと、……過去に加盟社以外の記者が記者発表や被告の定例記者会見に出席したことがあることに照らせば、記者室の提供がアクセス権を侵

害する違法なものともまで認定することはできない」とした。

結局「本件記者室の便宜供用の程度に関する当不当の議論は別として、京都府の行なった本件記者室の供用が違法であるという原告の主張は採用できない」とし、請求を棄却した。

同じ原告が京都市長に対して起こした訴訟⁽²¹⁾も便宜供与に関してほぼ同様の内容であるが、原告は京都市が市政記者クラブ加盟記者に対して行った懇談会も問題にしている。

判決では「本件懇談会の開催は、京都市側からすれば、市政記者等を接遇し、京都市の広報業務を円滑に行うものであり、他方、参加した市政記者の側からすれば、日常の取材活動を補う貴重な機会として捉えられている。このような懇談会は、他の公共機関でも行われている。本件懇談会費の総額は、二〇一万七七六三円と決して少額とはいえないが、右費用には、芸妓代や二次会での遊興費は含まれていない。右懇談会のうち、一人当たりの金額が最も高い二万七六三九円の懇談会は、京都市長、助役二名、収入役等の京都市の特別職が出席し、市政記者関係も三三名の多数が出席した会合である。他の懇談会の一人当たりの金額は、これより低額である。……してみると、本件懇談会が行われるに至った経緯、懇談会の目的、他の地方公共団体における供応（接待）の実態、出席者の社会的立場、右支出金額等の点からみて、京都市の本件懇談会費の負担が、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものとまでは認められない。したがって、……京都市が本件懇談会を負担することによって、ジャーナリストの倫理違反等の当不当の問題が生ずることは別にして、京都市の市政担当者と市政記者との間に全く緊張関係が失われ、市政記者が自主的な取材活動をしなくなり、京都市民の知る権利が侵害されているとの事実まで認めることはできない」と結論づけた。

おわりに

この小史の中で注目すべき点は3点であると思う。第1に、全ての「記者クラブに関する見解」には便宜供与に関する規定が存在し続けたこと、第2に、

2002年の見解で記者室使用の正当化の根拠としてあげた判例が、記者クラブに対する不信感を持った一受け手が提起した訴訟であったこと、第3に、その訴訟での判決で裁判所は京都府知事が記者クラブに記者室を使用させることは、違法ではないとしつつも「本件記者室の便宜供用の程度に関する当不当の議論は別として」とわざわざいっていること、の3点である。

第1点からいえることは、便宜供与の問題が50年以上存在し続けたからこの規定をなくすことができなかつた、と考えるべきだということである。「記者クラブに関する見解」の規定だけをみて具体的にどのような問題が改善され、どのような問題が残ったのかわかるわけではない。しかし、便宜供与に関する規定を温存しなければならない状況が、続いていたことだけは確かだろう。

第2点からいえることは、便宜供与の問題が存在し続けた結果として、受け手から記者クラブへの不信感に由来する訴訟を提起されてしまった、ということである。またそれにもかかわらず、その判決を記者室使用の正当性の根拠にしている、ということである。確かに、記者室が公有財産の目的外使用に該当しない、ということの根拠にはなる。しかし、2002年の見解は報道界に対する国民の信頼を維持し、記者クラブの目的や役割について広く理解をえるため、読者にもわかりやすいものにしようとしたものである。どのような背景による訴訟なのか全く触れず、都合の良い根拠づけだけに使うのは、かえって受け手の信頼を損なうことにならないだろうか。疑問を感じずにはいられない。

そして第3点からいえることは、裁判所の見解は京都府知事も京都市長も違法ではないが、記者クラブに倫理的な問題がないかどうかは別の問題だ、といっていると捉えるべきだということである。判決では記者クラブに対する公的機関の便宜供与が、違法性のないものとされていることは事実である。しかし、京都府政記者クラブに関する訴訟の判決では、「記者室の便宜供用の程度に関する当不当の議論は別として」としており、京都市の方でも「京都市が本件懇談会を負担することによって、ジャーナリストの倫理違反等の当不当の問題が生ずることは別にして」とわざわざことわっている点は、重視すべきである。つまり法的な問題は生じないものの、ジャーナリストの倫理という点から

考えれば問題があるかもしれない、としているのだと解釈するのが妥当というべきだろう。記者クラブ加盟社の記者のみが閉鎖的に記者室を使用し、自分達専用の雑用係の人件費まで公費で賄うとなれば、批判的な目を向けられても無理な話ではない。取材源とジャーナリストが酒食をともにし、全て取材源が支払っていれば世間からは「接待」にみえる。問題であるといわざるをえない。

ジャーナリストにとって一番大切なのは受け手の信頼である。ジャーナリストが受け手から信頼されなくなってしまうと、その責務を果たすことはできない。例え法的に問題がなかったとしても、記者クラブの便宜供与問題は、倫理学の問題として慎重に対応すべきものなのである。2002年の「記者クラブに関する日本新聞協会編集委員会の見解」でいう通り、判決は「記者室が公有財産の目的外使用に該当しない」としている。しかし、判決の中にもわざわざ「本件記者室の便宜供用の程度に関する当不当の議論は別として」とことわっている。そして何よりも、この訴訟が一市民の記者クラブに対する不信感から生じたものであることを、見逃すわけにはいかないだろう。この不信感の源となっているのは、50年以上存在し続けた記者クラブに対する便宜供与の問題なのである。

以上は歴史的事実である。今現在全く同じ事が頻繁に繰り返されているとは思っていないが、最初にあげた内閣記者会の懇談会や記者会見のように、似たような事例は未だに聞こえてくる。信頼とは歴史的な積み重ねの中で高まったり損ねたりするものである。過去の便宜供与の問題が、現在のジャーナリストへの信頼に影響を及ぼしていない、とはいいい切れない。

黒川検事長との賭け麻雀の事例は、記者クラブの便宜供与問題と同種のものである。ジャーナリストと取材源の間の緊張関係が失われて、国民の知る権利が侵害されるのではないか、という問題である。本来報道されるべき検事長という地位の人の賭け麻雀が、一緒に仲良く麻雀をしていたジャーナリストによって、報道されることはなかった、ということである。前川喜平氏の出会い系バーの事例は、少し毛色が違うようにみえるかもしれないが、同一線上の問題である。読売新聞が安倍政権側と癒着していて、都合の悪い証言をしそうな

前川氏を陥れるために、政権側からリークされた情報を前川氏の証言が報道される直前に、記事にしたのではないか。そう疑われたのである。疑われたと思ったから、いい訳のような記事を書いたのだらうと、さらに疑われたのである。ジャーナリストが取材源と癒着しているのではないかと疑われ信頼を失った結果ということができる。記者クラブの便宜供与問題とは、こういうことに繋がるから問題になるのである。

京都アニメーションの事例は、被害者の実名報道そのものだけが問題なのではない。実名を公表するかどうかの選択権を、行政の側が握っていても大きな批判は起きないのに、ジャーナリストが求めると大きな批判が起こるのである。受け手は、行政を信頼し、ジャーナリストを信頼していない、ということにならないだらうか。そのことがさほど論じられもしないことが、大問題なのである。経済産業省の例も滋賀県警の例も同様である。ジャーナリストの取材活動が制約されていても、誰も危機感を感じていないのである。これこそが、ジャーナリストが信頼されていない証拠であり、こんな状態のままでは未来のジャーナリスト達に多大な迷惑をかけることはもちろん、日本という社会全体の危機に繋がる。そんなことを考えたらおかしいだらうか。

今現在同じことが起きているかどうかに関係なく、記者クラブの便宜供与問題は、ジャーナリストが常に肝に銘じておかなければならないことなのである。

*本論は、「科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）：極化現象の分析と『ポスト・トゥルース』時代の倫理的視座の探求（研究種目：基盤研究（C）一般 研究課題番号：18K00049：2018年4月1日～2021年3月31日）」による研究成果の一部である。

- (1) 『読売新聞』2020年5月22日。
- (2) 『朝日新聞』2017年5月25日。
- (3) 『読売新聞』2017年5月22日。
- (4) 『読売新聞』2017年6月3日。

- (5) 『毎日新聞』2017年6月8日。『朝日新聞』2017年6月13日。
- (6) 『朝日新聞』2020年2月14日。
- (7) 『朝日新聞』2020年3月17日。
- (8) 『朝日新聞』2020年3月19日。
- (9) 『毎日新聞』2020年4月17日。
- (10) Cooper, Thomas W. (1989) “Global Universals: In Search of Common Ground.” in Cooper, Thomas W., Christians, Clifford G., Plude, Frances Forde, & White, Robert A. (eds.), *Communication Ethics and Global Change*. New York: Longman. pp.22-26.
- (11) Ibid., pp.30-31.
- (12) Ibid., pp.31-37.
- (13) Laitila, Tiina (1995) “Codes of Ethics in Europe.” in Nordenstreng, Kaarle (ed.), *Reports on Media Ethics in Europe*. University of Tampere. pp.44-46.
- (14) Merrill, John C. (1997) *Journalism Ethics: Philosophical Foundations for News Media*. New York: St. Martin’s Press, Inc. pp.174-177.
- (15) Lambeth, Edmund B. (1992) *Committed Journalism: An Ethic for the Profession*, 2nd ed. Bloomington: Indiana University Press. pp.24-27. なお、ASNE 原則声明に関しては(17) 参照。
- (16) Christians, Clifford G. (1997) “The Ethics of Being in a Communication Context.” in Christians, Clifford. & Traber, Michael (eds.), *Communication Ethics and Universal Values*. Thousand Oaks: Sage Pub. Inc. pp.13-14.
- (17) 正式名称は、American Society of Newspaper Editors。1933年に結成されたアメリカで最も長い歴史をもつ全米レベルの編集者組織である。結成された年にも、倫理綱領を採択しているが、1975年に改正されてこの原則声明が採択された。2009年に略称は同じままで American Society of News Editors と改称している。ASNE 原則声明の訳は筆者のもの、なお訳文として橋本正邦（1984）『アメリカの新聞倫理』（財）新聞通信調査会参照。
- (18) 社団法人 日本新聞協会（2002）『取材と報道 2002』社団法人 日本新聞協会26～37頁。
- (19) 京都地判平4・2・10 判タ781号153頁。
- (20) 地方自治法第238条の4④ 行政財産は、その用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- (21) 京都地判平7・4・5 判タ915号110頁。